

平成27年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策手段一覧（政策分野名：16. 多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等）

No	政策手段 (開始年度)	上段：予算の状況<減収見込額> 下段：(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(1)	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 (平成6年)	—	—	—	(1)-①-ア	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤の整備を促進し、ゆとりある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に資した。 農林漁業体験民宿業の登録制度等を実施することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与した。	—
(2)	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年)	—	—	—	(1)-①-ア	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資した。 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与した。	—
(3)	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律 (平成20年)	—	—	—	(1)-①-ア	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進するため、観光圏整備計画を作成し、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成による農山漁村地域の活性化に資した。 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成による農山漁村地域の活性化及び都市と農山漁村の共生・対流を推進することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与した。	—
(4)	市民農園整備促進法 (平成2年)	—	—	—	(1)-①-ア	特定農地貸付けに加え市民農園施設の整備を促進するため、都市計画法等の特例を規定し、健康的でゆとりのある国民生活の確保、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資した。 市民農園の整備を適正かつ円滑に推進することにより、身近な農業体験や農家と都市住民の交流の場の提供に寄与し、もって都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与した。	—
(5)	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 (平成元年)	—	—	—	(1)-①-ア	市民農園を開設する場合の農地法等の特例を規定し、趣味的な利用を目的とした都市住民等への農地の貸付けを可能とするもの。 市民農園の整備を適正かつ円滑に推進することにより、身近な農業体験や農家と都市住民の交流の場の提供に寄与し、もって都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与した。	—

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(6)	都市農業振興基本法 (平成27年)	—	—	—	(2)-①-ア	都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資した。 都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に寄与した。	—
(7)	農山漁村活性化プロジェクト支援 交付金 (平成19年度) (関連: 27- 3,7,8,14,15,17,18,19,22)	11,763 の内数 (10,920 の内数)	8,798 の内数 (8,474 の内数)	7,670 の内数 (7,486 の内数)	(1)-①-ア	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づき市町村等が作成した交流促進のための農山漁村の活性化に関する計画の実現に必要な農林漁業体験施設など地域間交流拠点の整備を交付金により支援。 本交付金において、都市と農村の交流を促進することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与した。	0102
(8)	都市農村共生・対流総合対策交 付金 (平成25年度) (主、関連: 27-12,14)	1,859 (1,608)	2,088 (1,802)	2,770 (2,105)	(1)-①-ア	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する、集落連合体による地域の手づくり活動を支援した。 本交付金において、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与した。	0199
(9)	「農」のある暮らしづくり交付金 (平成25年度) (主)	608 (468)	581 (507)	24 (24)	(2)-①-ア	都市の住民が「農」と触れあう機会を増やしていくため、住民、NPO、農業者等が取り組む多様な活動や付随する簡易な施設の整備等を支援した。 本交付金において、「農」と触れあう機会を増やすことにより、都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与した。	0200
(10)	都市農業機能発揮対策事業 (平成27年度) (主)	—	—	191 (179)	(2)-①-ア	都市農業が多様な機能を発揮していけるよう、都市農業の振興に向けた調査・検討等を進めるとともに、都市農業の新たな取組である福祉農園について、先進事例の創出等を推進するための取組を支援。 本事業において、都市農業に関する制度等について即地的、実証的に調査・検討を実施することにより、都市農業の理解の促進に寄与した。	0202
(11)	農山漁村おみやげ農畜産物販売 促進事業 (平成27年度) (主)	—	—	0 (0)	(1)-①-ア	多くの外国人旅行者の訪問が見込まれる広域観光周遊ルート上の農山漁村において、訪日外国人への農林水産物の販売促進に向けた販売戦略の策定やWi-Fi環境構築、農産物直売所等の施設改修等を支援。 本事業において、農山漁村の外国人旅行者の受入体制を整備することにより、農山漁村に訪れる外国人旅行者数の増加に寄与した。	0201
(12)	特定の交換分合により土地等を取 得した場合の課税の特例(農住組 合関係) (昭和56年度)	<0> (<0>)	<0> (<0>)	<0>	(2)-①-ア	(租税特別措置法第65条の10) 法人が、農住組合法による交換分合により交換取得資産を取得した場合、圧縮限度額の範囲でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を損金算入することができる制度。 本措置において、市民農園等「農」の営みを体験する場を都市住民に提供すること等を促進することにより、都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与した。	—

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(13)	都市農地が公共収用等のために 譲渡される場合の納税猶予等の 継続の特例 (平成26年度)	—	<426> (<44,679 の内数>)	<389>	(2)-①-ア	(租税特別措置法第70条の4第15項の一部、第16項、第70条の6第19項の一部、第20項) 三大都市圏特定市において、公共収用等のために納税猶予の適用農地を譲渡する場合、譲渡後新たに取得する宅地化農地等や、相続時に納税猶予を適用しなかった農地等であっても、譲渡後1年以内に生産緑地指定等を完了すれば、納税猶予の継続を認める制度。 本措置において、市民農園等「農」の営みを体験する場を都市住民に提供すること等を促進することにより、都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与した。	—